

物価高騰対応重点支援給付金のご案内

(令和6年度 住民税非課税世帯)

対象世帯のみまさまへ

- 物価高騰対応重点支援給付金 (1世帯あたり3万円) は、令和6年度の住民税均等割 非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- 申請の締め切りは、令和7年3月24日(月)までです。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円
(18歳以下の子どもがいる場合は
1人あたり2万円加算)

給付金の支給時期

確認書(または申請書)の受理日以降
順次

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

令和6年12月13日(基準日)時点で、陸別町の住民基本台帳に登録されており、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税の世帯が対象です。
(扶養されている場合を除きます)

※加算対象となる子どもは、平成18年4月2日以降に生まれた子どもです。

課税状況等により、対象世帯であると陸別町が確認できた世帯

対象世帯であると陸別町が確認できない世帯

確認書が届きますので、確認書を返送してください。

詳しくは裏面「I」へ

支給対象となることを証明する申請書等の提出が必要です。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税と陸別町が確認できた世帯

- 対象となる世帯には、陸別町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付します。
- 記載内容を確認して、役場総務課企画財政室に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の被扶養者のみの世帯ではないこと
- ※世帯員全員が、住民税均等割非課税であっても、住民税が課税されている方の被扶養者となっている場合は、本給付金の対象外となります。

※本給付金の対象外であることを陸別町で確認している場合は、確認書は届きません。

II 世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税と陸別町が確認できない世帯

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場総務課企画財政室の窓口に、直接または郵送でご提出ください。

※ 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合は、陸別町では課税状況を確認できない場合があります。令和6年1月1日に住民登録のあった市区町村に確認いたしますので、課税状況の確認同意欄にチェックを入れ、課税地（令和6年1月1日時点の住所）を記載して申請書を提出してください。

- 住民税が課税されている場合は、申請書の返送は不要です。

I・IIとも **申請期限**は令和7年**3月24日**（月）です。

お問い合わせ

陸別町役場 総務課 企画財政室
0156-27-2141 受付時間 平日8:45~17:30